

療養病床を有する医療機関への訪問調査の状況

1 概要

「介護療養病床」及び「医療療養病床（25：1）（診療報酬上の基準で看護人員配置が25対1のもの）」の設置期限が平成29年度末とされており、これまで、国において、「療養病床の在り方等に関する検討会」での議論を経て、社会保障審議会に特別部会を設け、新たな施設類型のあり方等が検討されているところである。

これらの病床を有する県内の医療機関に対して、今後の病床転換等の意向を確認するため訪問調査を実施している。（第1回調査：平成28年7月～8月実施）

医療療養病床(20対1、25対1)と介護療養病床の現状

療養病床については、医療法施行規則に基づき、看護師及び看護補助者の人員配置は、本則上、4対1（診療報酬基準でいう20対1に相当）以上とされているが、同施行規則（附則）に基づき、経過措置として、平成30年3月31日までの間は、6対1（診療報酬基準でいう30対1に相当）以上とされている。
 ※医療法施行規則に基づく人員配置の標準は、他の病棟や外来を合わせ、病院全体で満たす必要がある。

		医療療養病床				介護療養病床	
		20対1		25対1			
人員	医師	48対1（3人以上）		48対1（3人以上）		48対1（3人以上）	
	看護師及び 准看護師	20対1 （医療法では4対1）		25対1 （医療法では4対1が原則だが、 29年度末まで経過的に6対1が 認められている）		30対1 （医療法では4対1が原則だが、 29年度末まで経過的に6対1が 認められている）	
	介護職員	—		—		6対1	
病床数		静岡県		静岡県		静岡県	
		47病院	3診療所	37病院	5診療所	23病院	3診療所
		4,109床（※1）	26床	2,929床（※2）	40床	1,912床	32床
財源		医療保険		医療保険		介護保険	

※1 療養病床入院基本料1を算定する病院（H28年3月末現在の厚生局への施設基準届出状況）

※2 経過措置適用病院のうち、療養病床入院基本料2を算定する病院（H28年3月末現在の厚生局への施設基準届出状況）

【新たな選択肢の整理案】

○現行の介護療養病床・医療療養病床(25：1)が提供している機能を担う選択肢として考えられる【新たな選択肢】

- ①医療を内包した施設類型
- ②医療を外から提供する「住まい」と医療機関の併設類型

○療養病床を有する個々の医療機関の選択肢としては、上記、新たな類型への移行のほか、以下の対応が考えられる。

- ・医療療養病床(20：1)への移行
- ・介護老人保健施設、有料老人ホームなど既存類型への移行
- ・複数の類型と組み合わせて移行 など

<療養病床の在り方検討会<第7回資料>より抜粋>